

⑧ 山梨県

1) 概況

山梨県は東京に隣接しており、東西に走る中央自動車道は、東京、名古屋、大阪の3大都市圏とダイレクトにアクセスすることができる。また、大月 JCT から富士吉田線が分岐し、東富士五湖道路等を経由して東名高速道路へ、平成 19 年には圏央道を経由して中央自動車道と関越自動車道とが接続している。

また南北では、日本海側と太平洋側とを結ぶ、中部横断自動車道の整備も本格化している。

図表 1-85 山梨県の市町村地図



2) 企業誘致策

a. 産業誘致策

山梨県では、専用ウェブサイトである「やまなし産業立地コミッション」を通じて、企業に立地環境、事業用地、立地支援制度などを紹介している。

■ 山梨県産業集積促進助成金

山梨県内で土地を取得し工場等を設置した場合、または、自社所有地に新たに工場等を設置した場合、建物、機械設備等の投資額を助成する制度。

対象業種	(1)製造業 (2)試験研究所 (3)バイオテクノロジー利用産業 (4)その他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業
対象地域	県内全域(県と同趣旨の助成制度を有する市町村の区域内)
対象要件	工場等の設置で、次の条件をすべて満たすもの (1)県内において土地または借地権(設定期間が 20 年以上のものに限る)を取得して工場等を設置し、操業を開始すること (2)投下固定資産額(土地取得費を除く)が 5 億円以上であること (3)操業から 1 年以内に従業員を 10 人以上増加すること(うち 5 人以上を県内から新規雇用すること)
補助率	(1)製造業の場合 投下固定資産額(土地取得費を除く)の 10% (2)その他の対象事業、自社所有地の場合 投下固定資産額(土地取得費を除く)の 5%
補助対象 限度額	(1)増加従業員数 10 人以上 50 人未満 3 億円 (2)増加従業員数 50 人以上 100 人未満 5 億円 (3)増加従業員数 100 人以上 500 人未満 7.5 億円 (4)増加従業員数 500 人以上 10 億円

山梨県 HP より

■ 山梨県情報通信関連産業立地促進費補助金

県内に情報サービス業及びインターネット附随サービス業の事業所又はコールセンターを新設、増設する企業に対して、土地取得費を除く投下固定資産額(取得の場合)やオフィス等の賃料(賃借の場合)を一部助成するもの。

対象業種	(1) 情報サービス業 (2) インターネット附随サービス業 (3) コールセンター (4)その他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業
対象要件	次の要件の全てに該当するもの (1) 県内に事業所を新設又は増設 (2) 事業開始後 1 年以内に新規常用雇用者を 5 人以上雇用 但し、コールセンターについては新規常用雇用者 20 人以上
補助額	(1) 投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×10%(限度額:1 億円) (2) 賃料を対象とした補助(賃借の場合) (オフィス賃料+設備機器賃料)×1/2×3 カ年(限度額:3 千万円(年 1 千万円))
事業期間	平成 20 年 4 月 1 日から 3 年間 (但し、賃料を対象とする補助は 3 カ年間続いたため平成 23 年度以降も継続)

山梨県 HP より

■ 企業立地促進法に基づく支援措置

山梨県では、企業立地促進法に基づく「企業立地基本計画」を県内全市町村及び関係機関と共同で策定し、平成 20 年 2 月 1 日に国の同意を得た。この計画は、地域にふさわしい企業の集積を図るための目標や施策などを定めたもので、山梨県の可住地全域において、機械電子産業と健康関連産業の集積を促進することとしている。

この計画に基づき、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を策定し、知事の承認を得た場合、一定の要件の下で税制等の支援措置の適用が可能となる。

■ 山梨県産業立地成功報酬制度

企業の新規立地・投資計画を早期の段階で収集し誘致活動につなげることで、本県への産業立地の促進を図るため、企業立地に関する有効な情報提供に対し、報酬を支払おうとする制度。

対象用地	知事が指定する地区内の 2,000 ㎡以上の一団の土地が対象となります。 (1)工場立地法の工場適地 (2)農工法の工業等導入地区 (3)企業立地促進法の特に重点的に企業立地を図るべき区域 (4)県又は市町村が企業立地を促進する地区
対象業種	次の業種の、県外からの立地企業が対象となります。(工業団地等によっては、業種が限定される場合があります。) (1)IT 関連産業 電子部品・デバイス製造業、情報サービス業等 (2)バイオ産業 バイオテクノロジーを活用した医薬品製造業、食料品製造業等 (3)その他 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包及び卸売業等

山梨県 HP より

■ 山梨ビジネスパーク立地促進奨励金

「山梨ビジネスパーク」(中央市乙黒)内に土地を取得して事業用建物を設置し、3 年以内に事業を開始した特定事業者に対して土地譲渡代金の 20%を奨励金として交付する。

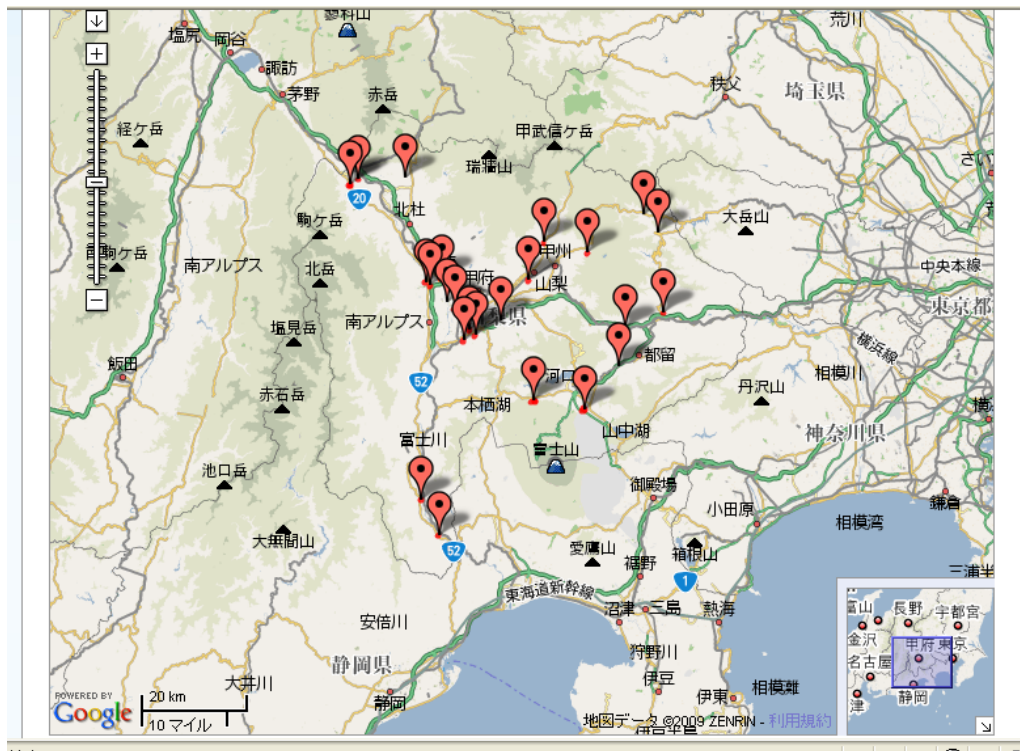
対象業種	(1) 総合リース業 (2) 産業用機械器具賃貸業 (3) 事務用機械器具賃貸業 (4) 機械修理業 (5) ソフトウェア業 (6) 情報処理サービス業 (7) 情報提供サービス業 (8) 広告代理業	(9) ディスプレイ業 (10) 産業用設備洗浄業 (11) 非破壊検査業 (12) デザイン業 (13) 経営コンサルタント業 (14) 機械設計業 (15) エンジニアリング業 (16) 自然科学研究所
対象要件	(1)ビジネスパークの土地を取得した日から 3 年以内に事業を開始すること (2)事業開始から 1 年以内に山梨県内から新たに 5 人以上雇用すること	
奨励金額	土地譲渡契約証書で定める譲渡代金の 20%	

山梨県 HP より

■ 企業立地促進融資

立地に必要な資金を誘致する。

山梨県の事業用地は以下のように、主要幹線道路沿いに立地している。



山梨県 HP より

2) 物流施設の誘致策

山梨県産業立地成功報酬制度では、道路貨物運送業、倉庫業、こん包等も対象業種となっている。

⑨ 福島県

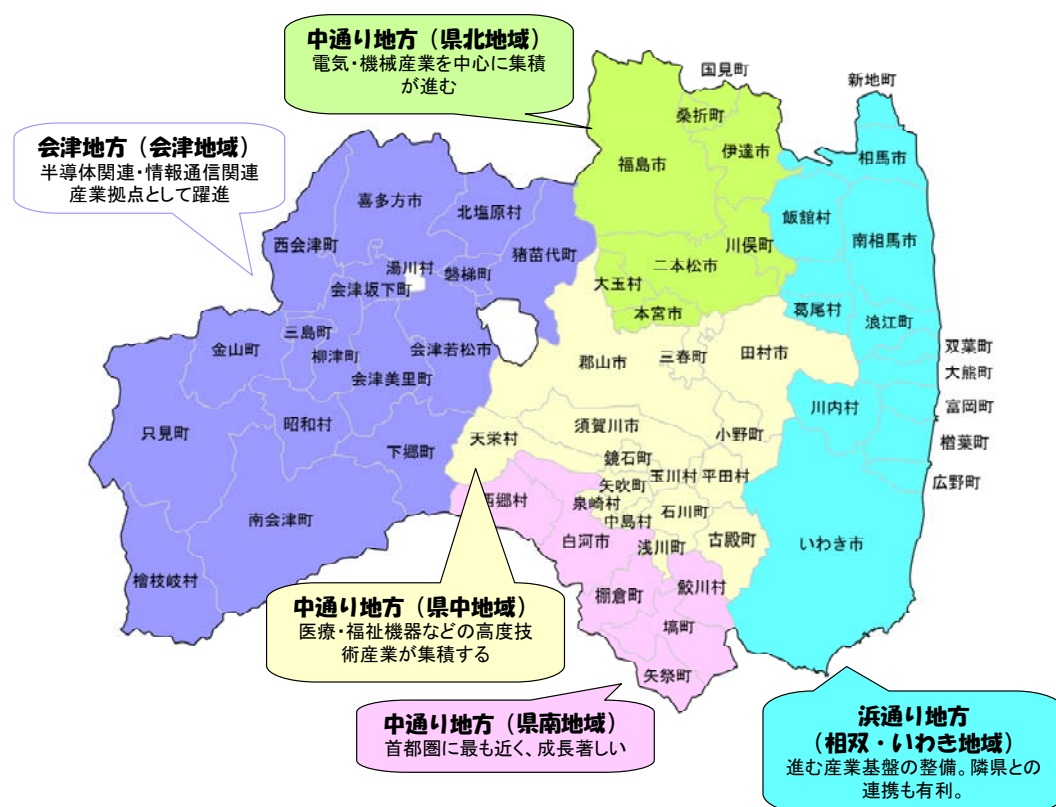
1) 概況

福島県は、首都圏の200キロ圏内に位置していることと、東日本の中心に位置するという地理的優位性に加え、陸・海・空いずれの交通基盤も充実している。例えば道路網では、東北方面には東北道、隣接する茨城県へは常磐道、新潟へは磐越道が整備されるなど、高規格道路が充実している。

立地だけでなく、福島県は地震などの自然災害が少なく水資源が豊富であるなど、企業のリスクマネジメント上において高い評価を得ている。

企業の環境問題への意識が高まる中、これらのニーズに対応するため、福島県では地球に優しいクリーンエネルギーの利活用を積極的に推進している。工業用として需要の高い天然ガスは、白石・郡山パイプラインにより平成19年3月から中通り地方へ供給開始され、更に仙台～いわき間でもパイプラインの建設が予定されている。

図表 1-86 福島県の地域区分と産業動向



2) 企業誘致策

a. 産業誘致策

福島県の製造品出荷額等は東北全体の3分の1を占めており、特に、輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業の集積と振興に積極的に取り組んでいる。主な優遇策は以下の通り。

■ 戦略的企業誘致補助金

指定要件等					補助対象経費	補助率		補助上限額	
対象企業	新設等	新規土地取得面積(*1)	初期投資額(土地購入費、土地造成費を除く)	操業開始時の新規地元正規雇用人数(*2)		一般枠	地域活性化枠(*3)		
施設補助型(*4)	(1)輸送用機械関連産業・医療福祉機器関連産業・半導体関連産業である製造業、研究所	新設・増設	1,000m ² 以上	40億円以上(地域活性化枠においては20億円以上)	50人以上(地域活性化枠においては25人以上)	投下固定資産額(土地購入費、土地造成費を除く)	25%以内	5%以内	35億円
雇用奨励型(*4)	(2)企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画において集積業種として指定された業種 (3)知事が特に認める企業	新設・増設	1,000m ² 以上		20人を超える人数(地域活性化枠においては10人を超える人数)	20人を超える人数(地域活性化枠においては10人を超える人数)	20人を超える人数 1人あたり60万円	10人を超える人数 1人あたり120万円	1億円
					研究所においては、研究員3人以上。	研究所においては、研究員1人から	研究所においては、研究員1人あたり120万円		

*1 県内で新設を行う際に新たに取得する土地面積が1,000m²以上であること。

*2 新設、増設に伴い期間を定めずに新たに雇用され、県内に住所を有する者。

*3 地域活性化枠とは辺地地域、過疎地域、準過疎地域、特別豪雪地帯を対象とし、そのうち独自の優遇制度を有する市町村とする。

*4 施設補助型と雇用奨励型の併用は不可。

福島県 HP より

■ 福島県企業立地資金貸付制度

融資対象企業	1) 県内の工場適地、工業団地、農工地区等へ新たに立地する企業もしくは増設または移転をする企業です。 2) 以下の事業を営む企業です。 ア) 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 イ) 特定事業16業種 3) 原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業を優先します。 4) 原則として新規雇用人員5名以上かつ新規雇用人員のうち電源地域(県内51市町村が該当)の住民を2割以上確保する予定のある企業です。
融資対象事業	1) 機械、設備の取得費 2) 工場等(構築物を含む)の建設費 3) 工場等の用地の取得及び造成費
融資条件	1) 融資期間: 15年以内(据置期間2年以内を含みます。) 2) 融資利率: 固定(年1.9%)または、変動(年1.2% 原則として年2回の見直しを行います。) ※利率は平成21年13月現在 3) 融資限度額: 1企業 5億円(知事が特に必要と認めた場合10億円) ※融資対象事業費の70%以内
金融機関	原則として、県内に本店又は支店を有する銀行、韓商工組合中央金庫、県内信用金庫、県内信用組合

特定事業 16 種：自然科学研究所、情報処理サービス業、機械設計業、ソフトウェア業、エンジニアリング業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、経営コンサルタント、機械修理業、非破壊検査業、産業用設備洗浄業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業

福島県 HP より

■ 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

概要	電源地域のうち特定地域の振興を図るため、当該地域に立地(電力契約の新設または増設)する企業に対し、実際に支払った電気料金の一部を補助するものです。
対象地域 (特定地域)	原子力発電所の周辺市町村及び原子力発電所立地見込みの市町村
主な交付要件	・電力契約の新設または増設に伴い、契約電力が増加すること ・雇用者数が3人以上増加すること
交付額等	支払電気料金の約半額を、最大8年間補助

福島県 HP より

■ 税制上の優遇措置

対象地域	対象者の要件	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地区	工業生産設備取得額2,700万円超	・3年間 ・課税免除	・3年間 ・課税免除	・取得時 ・課税免除
農工地区	工業生産設備取得額3,000万円超	・3年間 ・課税免除	・3年間 ・課税免除	・取得時 ・課税免除
原子力発電施設等立地地域	工業生産設備取得額2,700万円超	・3年間 ・不均一課税	3年間 ・不均一課税	・取得時 ・不均一課税
企業立地促進法に基づく 集積地域	製造業(除く農林漁業関連業種) 2億円超	—	—	・取得時 ・課税免除
	製造業(除く農林漁業関連業種) 5,000万円超	—	—	・取得時 ・課税免除

福島県 HP より

■ 地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

概要	地域振興に資する民間事業活動に、県または市町村が(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て、無利子の資金を融資します。
融資対象費用	設備投資(施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修など)に係る費用(用地取得費用も含む※) ※用地取得費用も設備投資費用の1/3を限度に融資対象費用に含めることができます。なお、用地取得費用のみに当制度を利用することはできません。
融資要件	1 対象事業が、公益性、適度の事業収益性の観点から実施されること 2 事業地域内において新規雇用者の確保が見込まれること (県から融資を受ける場合は10人以上、市町村から融資を受ける場合は5人以上) 3 事業の融資対象費用の総額(用地取得費を除く)が2,500万円以上であること 等
融資額	貸付対象事業に係る借入総額の20%以内で、県から融資を受ける場合は24億円、市町村から融資を受ける場合は6億円を限度とします。(地域再生計画認定地域、過疎地域等は枠が拡大されます。)

福島県 HP より

図表 1-87 福島県の工業団地

団地名	所在地	総面積 (ha)	価格 (m2/円)	高速へのアクセス
瀬上工業団地	福島市	15.2	22,100	東北道 福島飯坂ICまで4.5Km 15分
上名倉工業団地	福島市	13.9	23,400 ~27,300	東北道福島西ICまで3Km5分
佐倉西工業団地	福島市	21.8	25,770	東北道福島西ICまで2Km5分
福島工業団地	福島市	813.3	14,700 ~16,400	東北道福島飯坂ICまで6Km20分
松川工業団地	福島市	17.2	17,000 ~20,500	東北道福島西ICまで11Km30分
小沢工業団地	二本松市	18	16,033 ~53,000	東北道二本松ICまで10Km10分
八万館工業団地	二本松市	12.7	17,545	東北道二本松ICまで3.1Km6分
永田六丁目工場用地	二本松市	2.2	11,193	東北道二本松ICまで4Km6分
見城坂工業団地	伊達市	19	6,600	東北道福島飯坂ICまで19Km30分
本宮北工業団地	本宮市	42.3	18,150	東北道本宮ICまで4Km7分
本宮市工業等団地	本宮市	87.5	24,200	東北道本宮ICまで1Km5分
中山工業団地	伊達郡	7.5	25,700	東北道福島西ICまで21Km35分
川俣西部工業団地	伊達郡	18.5	15,000	東北道福島西ICまで18Km30分
郡山西部第二工業団地	郡山市	251.3	18,000 ~21,000	東北道郡山ICまで3.4Km10分
郡山ウェストソフトパーク	郡山市	19.8	9,100 ~15,520	東北道郡山ICまで5.7Km15分
須賀川テクニカルリサーチガーデン	須賀川市	128.1	16,638	東北道須賀川ICまで12Km15分
田村西部工業団地	田村市	114.8	18,000	磐越道船引・三春ICまで0Km0分
ハイテク大山工業団地	岩瀬郡	24.4	13,000	東北道矢吹ICまで10Km15分
鶴庭工業用地	福島県	16.2	1,193	磐越自動車道小野ICまで2Km7分
工業の森・新白河	白河市	41.4	18,000	東北道白河ICまで7Km12分
新白河ビジネスパーク	白河市	35.1	21,500	東北道白河ICまで5Km7分
泉崎村中核工業団地	西白河郡	159.8	18,000	東北道矢吹ICまで3Km4分
矢吹テクノパーク	西白河郡	23.7	12,000	東北道矢吹ICまで2.5Km4分
棚倉第二工場適地	東白川郡	30.5	18,000	東北道白河ICまで20Km30分
埴林間工業団地	福島県	36.6	5,000	常磐自動車道那珂ICまで60Km70分
鮫川村越虫工業団地	東白川郡	0.1	2,520	常磐自動車道いわき勿来ICまで25Km40分
(仮称)会津若松市新工業団地	会津若松市	19.2		磐越自動車道磐梯川東ICまで1.5Km3分
熱塩加納	喜多方市	5.6	3,400	磐越道会津若松ICまで22Km30分
西会津工業団地	耶麻郡	8.5	5,000	磐越道西会津ICまで3Km5分
会津美里町 高田工業団地	大沼郡	22.3	9,000 ~10,000	磐越道新鶴PAスマートICまで6Km10分
会津美里町 新鶴工業団地	大沼郡	18.5	4,500 ~4,800	磐越道新鶴PAスマートICまで5Km5分
相馬中核工業団地 東地区	相馬市	498.6	9,950	常磐道常磐富岡ICまで42Km60分
相馬中核工業団地 西地区	相馬市	134	8,820	常磐自動車道常磐富岡ICまで42Km60分
相馬南第二工業団地	相馬市	11.4	14,800	常磐道常磐富岡ICまで47Km60分
(仮称)信田沢工業団地	南相馬市	3.6		常磐自動車道原町IC(仮称)まで1Km2分
檜葉南工業団地	双葉郡	56.1	8,500	常磐道広野ICまで1Km1分
富岡工業団地	双葉郡	39.1	9,000	常磐道常磐富岡ICまで5Km7分
大熊西工業団地	双葉郡	30.2	10,000	常磐道常磐富岡ICまで3Km5分
双葉工業団地	双葉郡	24.5	8,530	常磐道常磐富岡ICまで12Km20分
駒ヶ嶺工業用地	相馬郡	2	6,800	常磐自動車道常磐富岡ICまで65Km100分
相馬中核工業団地 東地区X区画	相馬郡	3.7	6,800	常磐自動車道 常磐富岡ICまで60Km100分
村民グラウンド	飯館村	1.6		東北自動車道福島西ICまで50Km65分
いわき四倉中核工業団地	いわき市	127.5	12,380 ~16,000	常磐道いわき四倉ICまで4Km10分
いわき中部工業団地	いわき市	37.1	18,500	常磐道いわき湯本ICまで4Km10分

福島県 HP より

b. 物流施設の誘致策

福島県では平成 14 年に「福島県物流新ビジョン」を策定し、福島県の目指す物流体系のあるべき姿を描いている。

その中で、県内の物流施設は以下のように整理されている。

流通団地	6 箇所（大規模：福島市、郡山市、会津若松市） 【課題】情報化への対応、物流機能の強化、施設の老朽化等
トラックターミナル	1 ヶ所（公共トラックターミナル） トラック運送事業者専用トラックターミナルは各地に設置
卸売市場	中央卸売市場：2 箇所（福島市、いわき市） 地方卸売市場：27 箇所

「福島県物流新ビジョン」では、物流機能の集積がうたわれており、福島県の産業の競争力強化を図るため、物流拠点機能の整備を促進することと、物流関連企業を誘致し、地域経済の活性化を図るとしている。

具体的な施策は、以下の通りである。

施策	短中期 (～2010 年)	長期 (～2020 年)
物流サポート体制の推進	○	
流通団地などの再強化	○	
卸売市場の整備促進	○	
物流関連企業の立地促進	○	
工場併設型物流拠点の設置促進	○	
T C 型、D C 型等の物流拠点の設置促進	○	
リース方式等による物流団地の整備・提供に関する検討		○

福島県 HP より

また、県内の流通団地は以下の通り。

流通団地の名称	所在地	総面積 (ha)	流通業務施設			
			卸センター等の名称	面積	事業者数	主要施設
福島卸商団地	福島市	15.5	福島卸商団地	15.5	65	展示場・倉庫
福島市中央卸売市場	福島市	11.2	福島市中央卸売市場	11.2	43	卸売場
福島トラックターミナル	福島市	5	福島トラックターミナル	5	11	荷捌所(じよ)・給油所
郡山流通センター	郡山市	57.8	南東北(みなみとうほく)総合卸センター	35.8	92	展示会館
			郡山トラックセンター	18.6	24	給油所・整備工場
須賀川流通業務地	須賀川市	4.3	須賀川卸センター	4	30	組合会館
			須賀川地区トラックセンター	0.3	8	荷捌所(じよ)・保管庫
会津アピオ	会津若松市	40.7	会津若松卸商団地	19.3	60	展示ホール
			会津若松トラックセンター	5.2	10	組合会館・給油所
いわき流通業務地	いわき市	10.6	いわき流通センター	10.6	24	組合会館
			いわきトラック事業		56	給油所
郡山流通業務団地	郡山市	25.5	運送業施設用地	11.8	分譲中	
			卸売業施設用地	6.2		

福島県 HP より

3) 物流施設の立地状況

磐越自動車道と東北自動車道の JCT 近傍への立地が多い。

場所	企業名	内容(着工～操業)
西白河郡矢吹町井戸尻	鮫川運送(株)	物流倉庫(07/10～08/4稼動)
岩瀬郡天栄村／大山農工団地	ジャパンロジスティクス(株)	流通C(07/9～08/2)
郡山市／郡山中央工業団地	東鉱商事(株)	配送C(08/3～08/8以降)
福島市／瀬上工業団地	東北クリーン運輸(株)	配送C(08/3から08/08)
郡山市／郡山流通業務団地	プロロジス	ビルド・トゥ・スツ型施設(07/12～08/08)
郡山市／郡山流通業務団地	プロロジス	マルチテナント型施設(08年度中着工)
いわき市／いわき四倉中核工業団地	(株)モード・ホシ	物流C(07/3～07/8)

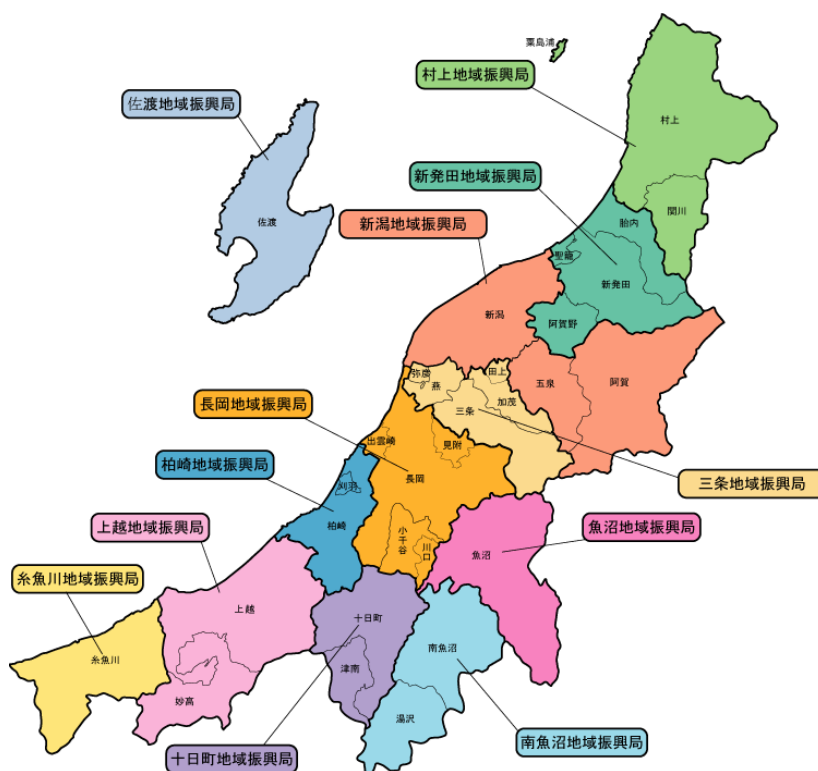
2008年版日本立地総覧より

⑩ 新潟県

1) 概況

新潟県は本州の日本海側で関東圏、中京圏、関西圏とを結ぶ高速道路ネットワークの扇の要に位置する。新潟県は広域首都圏において、唯一日本海に面した港を有しているという立地から、北東アジア（中国、韓国）やロシア航路に強いという特性があり、新潟港・直江津港・新潟空港を中心として、日本における国際交通インフラの重要な役割を担っている。

図表 1-88 新潟県の市町村



新潟県 HP より

2) 企業誘致策

a. 産業誘致策

新潟県では企業誘致補助制度として、健康・福祉・医療関係でのビジネス誘致に重点的に取り組んでいる。50億円（投下償却資産の5%以内）を限度とした補助金制度および貸付金制度、優遇税制等の誘致策に取り組んでいる。

図表 1-89 補助金制度の交付条件

業種	製造業、卸売業、運送業、倉庫業、こん包業、研究開発施設	
形態	新設(県内での工場の移転、整理統合に係るものを除く)	
	増設(機械及び装置等の更新、移設に係るものを除く)	
立地場所		
県営産業団地、新潟東港工業地帯、中条中核工業団地	償却資産10億円以上	新規常用雇用者10人以上
上記以外の公的団地	同30億円以上	
民地	同100億円以上	

新潟県 HP より

図表 1-90 貸付金制度の概要

貸付金	(1)企業立地促進資金貸付金	(2)県営工業団地等 企業立地促進資金貸付金
投資内容	工場等の新設及び増設	工場等の新設
貸付限度額	5億円(特認10億円)	5億円
対象地域	県内全域	県営産業団地、 新潟東港工業地帯、 中条中核工業団地
業種	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学 研究所	
償還期間	10年以内(うち措置2年以内)	
貸付利率	1.9%(変更の場合あり)	
貸付条件	指定地域からの新規常用雇用者数3人以上	・新規常用雇用者数10人以上 ・用地を5ha以上取得し、用地取得後3年以内に工場 建設に着手
県内企業への適用	あり	あり
貸付対象資金	●用地取得費 ●造成資金(1年以内に工場建設の 場合) ●工場建設資金 ●付属施設 ●機械設備	●工場用地の取得資金
※「県営産業団地」「新潟東港工業地帯」「中条中核工業団地」については、(1)と(2)の併用貸付が可能 (最高10億円まで(特認の場合15億円))		

新潟県 HP より

新潟県の工業団地・企業団地の分布を示したのが図表 1-9 1 である。新潟県には大小合わせて 41 の工業・企業団地が存在する。

図表 1-9 1 新潟県の工業団地・企業団地



新潟県経済・国際部商工労働課 HP より

b. 物流施設の誘致策

新潟県には物流施設に特化した誘致策は存在しないが、東港には物流団地があり、利用が進んでいる。

図表 1-92 東港物流団地の活用状況



新潟県 HP より

3) 物流施設の立地状況

場所	企業名	建設場所 内容(着工～操業)
新潟市／新潟東港物流団地	中越運送(株)	物流C(07/2稼動)
上越市／和田第2企業団地	原信ナルスホールディングス(株)	流通C(08/6稼動へ着工)
北蒲原郡聖籠町／東港支社隣接地	(株)リンコーコーポレーション	倉庫(08/3完成へ着工)

2008年日本立地総覧より

⑪ 長野県

1) 概況

長野県は、首都圏と中京圏の中間に位置しており、首都圏・中京・近畿地方だけでなく、日本海側と太平洋側を結ぶ結節点となっている。また、いずれの方面へも高速道路は複数ルートが使用可能なため、万が一のリスクにも対応できる。

長野県の製造業は、製糸工場の技術集積と、清浄な水や空気等の自然環境を活かした機械工業が発展しており、特に電子・電気機器の企業が集積している。

図表 1-93 長野の区域



長野県 HP より

2) 企業誘致策

a. 産業誘致策

長野県では、県の特性を活かした次世代自動車、ロボット、医療機器、航空・宇宙関連やナノテクノロジー関係の企業への誘致を図っている。そのために、人材確保育成、生活環境や産業インフラ等の条件整備に取り組んでいる。

図表 1-94 信州ものづくり産業投資応援条例

名 称	対象地域	条 件	内 容
環境配慮型企業投資応援助成金	・地方公共団体等が造成した産業団地等 ・工場適地 ・農工地区 ・都市計画法に規定する工業系の用途地域 ・その他知事特認地域	・生産設備取得額10億円以上 ・増加雇用者数10人以上 ・操業後2年以内に「ISO14001」、「エコアクション21」いずれかの環境認証取得 ・製造業、情報サービス業、自然科学研究所を営む法人又は個人	生産設備取得額の10%を助成(限度額3億円)
(税の減免措置)		・生産設備取得額1億円以上 ・増加雇用者数5人以上 ・製造業等(※)を営む法人又は個人	不動産取得税の課税免除(土地については敷地分のみ)

※製造業のほか、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、機械修理業(電気機械器具修理業を含む。)、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業をいいます。

長野県 HP より

図表 1-95 税制上の優遇制度

対象税目	対象地域	条 件	内 容
不動産取得税	中部圏都市開発区域	・工場生産設備取得額9億円超 ・増加雇用者数50人超	不均一課税 2/100
	過疎地域	・工業生産設備取得額2,700万円超	課税免除(土地については敷地分のみ)
	農工地区	・工業生産設備取得額3,000万円超	課税免除(土地については敷地分のみ)
	誘導地域	・工業生産設備取得額2,400万円超 ・移転促進地域から誘導地域へ移転	課税免除(土地については敷地分のみ)
	(信州ものづくり産業投資応援条例の適用)		
事業税	過疎地域	・工業生産設備取得額2,700万円超	県内全事業者に占める増加従業者の割合相当額を課税免除(3年間)
	農工地区	・工業生産設備取得額3,000万円超	課税免除(3年間)
固定資産税 (大規模償却資産)	中部圏都市開発区域	・工場生産設備取得額9億円超 ・増加雇用者数50人超	不均一課税 0.7/100 (3年間)
	過疎地域	・工業生産設備取得額2,700万円超	課税免除(3年間)
	農工地区	・工業生産設備取得額3,000万円超	課税免除(3年間)
	誘導地域	・工業生産設備取得額2,400万円超 ・移転促進地域から誘導地域へ移転	課税免除(3年間)

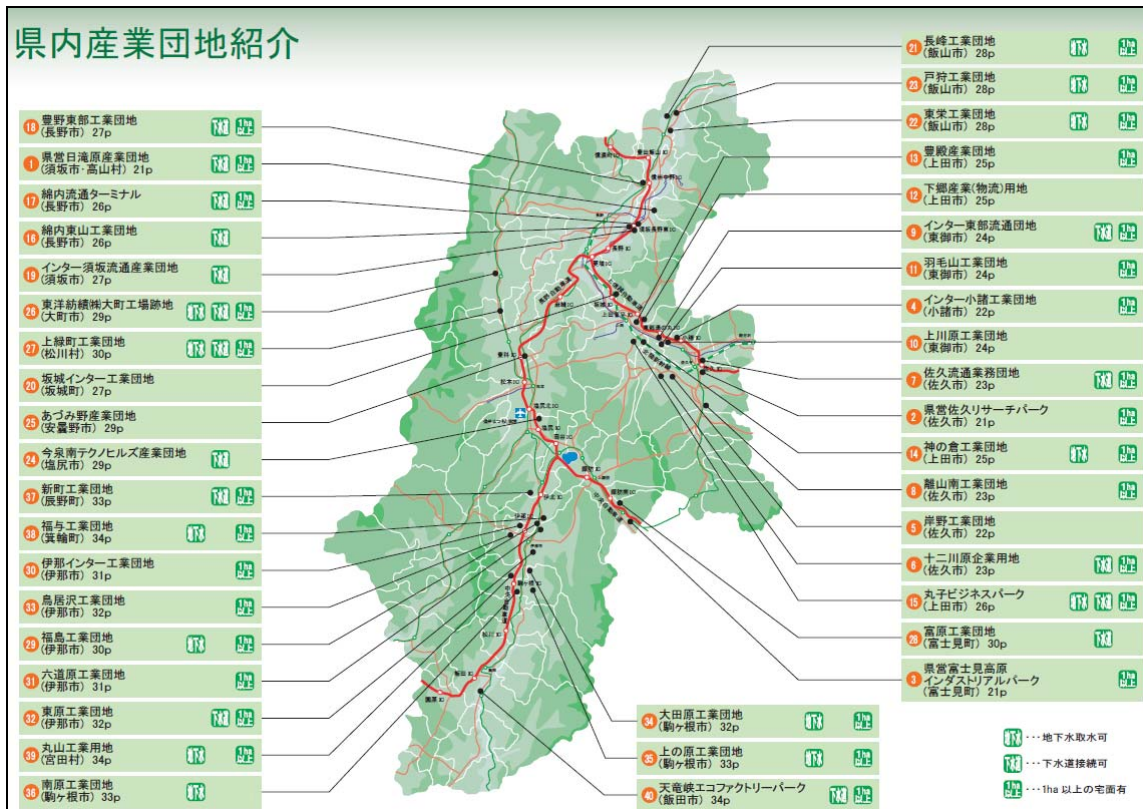
長野県 HP より

図表 1-96 融資制度

名 称	対象地域	条 件	内 容
新事業活性化資金 (企業立地向け)	<ul style="list-style-type: none"> 県内地方公共団体が取得又は造成した工業団地 農村地域工業等導入促進法に規定する工業を導入すべき地区 都市計画法に規定する工業系の用途地域 	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地に工場(新技術、新製品の研究開発のための施設を含む)の新設又は移転を行おうとする中小企業者等であって土地又は建物の投資額が1億円以上のもの 	融資対象:設備資金 貸付利率:2.0%(年) 貸付期間:15年以内 (3年以内の据置期間含む) 限度額:3億円 (ただし、知事が特に認めるものについては5億円)

長野県 HP より

図表 1-97 長野県内の産業団地



長野県 HP より

3) 物流施設の立地状況

場所	企業名	内容(着工～操業)
長野市／綿内流通ターミナル	善光寺白馬鉄道(株)	物流加工C(06/11～2007年)
長野市稲里町	長野運送(株)	物流C(07/4稼動)
佐久市／佐久流通業務団地	コアスタッフ(株)	物流倉庫(07/2～07/6)
東御市／上川原工業団地	(株)食品流通システム	配送C(予定)
伊那郡箕輪町／福与工業団地	ジャパンロジスティクス(株)	物流C(07/7～08/3)
駒ヶ根市／大田原工業団地	トヨセット(株)	倉庫等(検討中)
上伊那郡宮田村北割区	日発運輸(株)	物流拠点(06/10～07/5)
須坂市／インター須坂流通業団地	日本通運(株)	物流C(06/8～07/1)
上高井郡高山村／日滝原産業団地	(株)ヘルティー	物流C(07/11～08/5)
飯田市／新産業用地	ヤマト運輸(株)	集配施設(07/8稼動)

2008年版日本立地総覧より

⑫ 静岡県

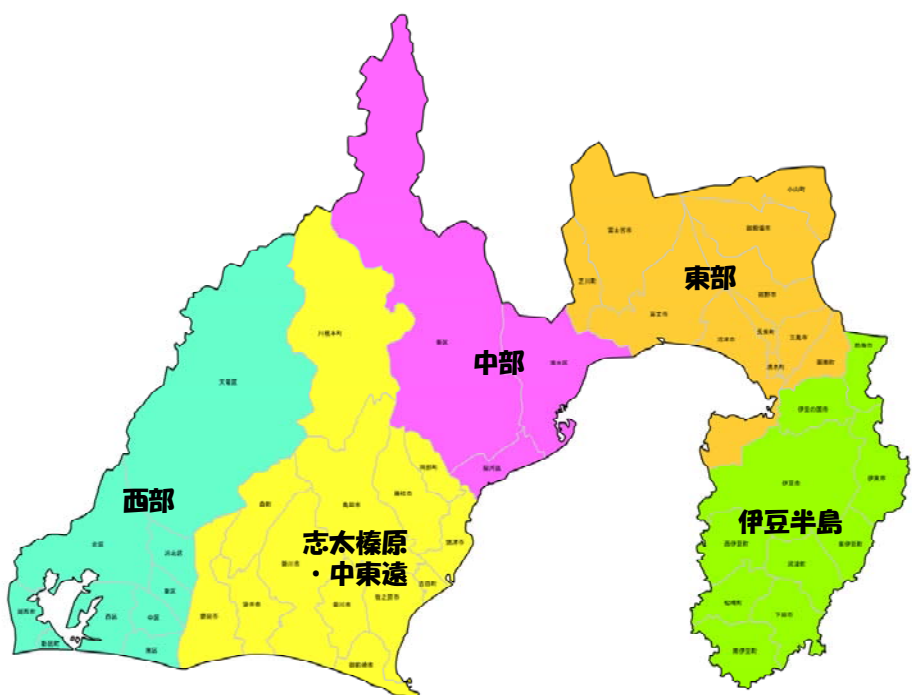
1) 概況

静岡県は日本の中央に位置し、日本の 3 大消費地である東京・大阪・名古屋を結ぶ結節点として古くから主要道路幹線や鉄道幹線・新幹線が整備されてきた。静岡県は太平洋に面しており、国際港湾の拠点としても重要な位置を占めている。さらに、2009 年には富士山静岡空港が開港予定である。

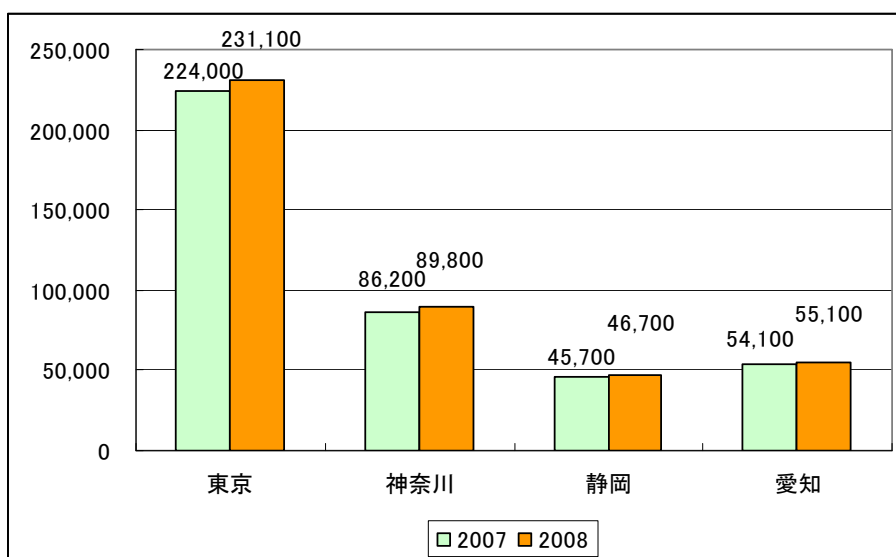
このように、陸・海・空すべての交通ネットワークを有する静岡県は、立地コストの面でも優位性がある。近隣の他県と比べ用地取得コストは安価なため、初期投資が抑えられるというメリットがある。都道府県地価調査（基準値）によれば、2007 年、2008 年のいずれも東京都の約 5 分の 1、神奈川県約半分の地価となっている。

また、静岡県は、俗に「産業のデパート」と言われるように多様な産業群を構成している。特に、製造品出荷額は全国 3 位になっている。工業統計調査（2006 年）によれば輸送用機械器具、電子機械器具、医薬品、医薬機器は全国 2 位、飲料・たばこ・飼料は全国 1 位となっている。

図表 1-98 静岡県の地域区分



図表 1-99 都道府県地価調査（基準値）の平均の比較



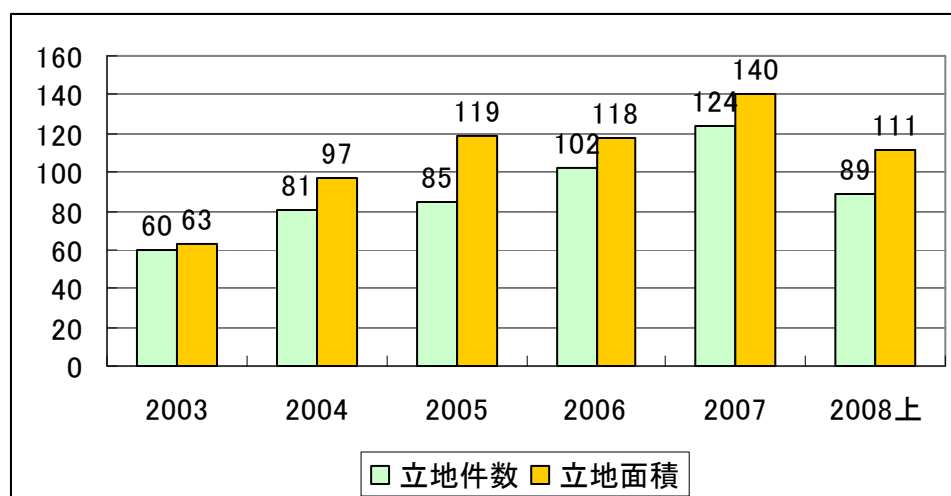
国土交通省「都道府県地価調査」より作成

2) 企業誘致策

a. 産業誘致策

静岡県では、地域の資源と特徴ある産業基盤を活かし、「静岡新産業集積クラスター」と称するファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つの産業集積プロジェクトを推進している。これらのクラスター間の連携や国内外の他地域との連携を進める一方、各クラスターに研究成果の事業化を図る推進機関を設置し、新商品の開発や新事業展開を支援する助成制度も充実させている。

図表 1-100 静岡県の企業の立地件数と面積

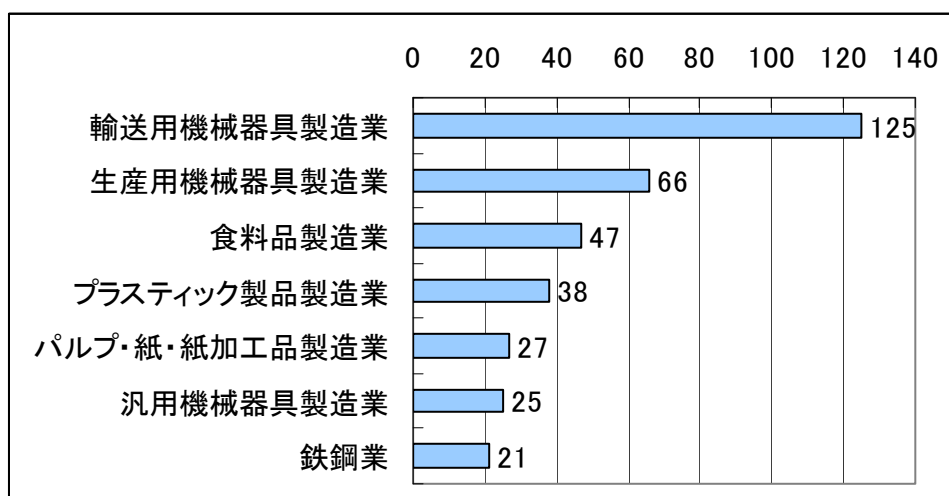


経済産業省「工場立地動向調査」より作成

経済産業省の平成 20 年上期工場立地動向調査結果（速報値）によれば、平成 20 年上期の静岡県内の企業立地動向は、立地件数が 89 件で平成 19 年に引き続いて全国第 1 位、立地面積は 111 ヘクタールで平成 11 年以来 9 年ぶりに全国第 1 位となった。

業種別に見ると、輸送用機械器具製造業が最も多く、次いで生産用機械器具製造業、食料品製造業、プラスチック製造業となっている。

図表 1-101 静岡県における業種別企業立地件数の動向



静岡県の主な誘致策は以下の通りである。

■ 新規産業立地事業費助成

新規に立地した製造業などの設備投資に最大 5 億円を助成する。

■ 地域産業立地促進事業費助成

新規立地した製造業等の用地取得費と新規雇用に最大 2 億円助成

■ 原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金

電力発電施設の周辺地域では、電気料の一部を助成

■ 企業立地促進法に基づく優遇措置

【建物・機械設備の特別償却】

企業が「企業立地計画」にしたがって行う新規企業立地に関する設備投資について、税制上の措置（特別償却：機械装置 15%、建物等 8%）が受けられる

【中小企業の立地等に対する超低利融資制度】

企業が「企業立地計画」又は「事業高度化計画」にしたがって行う事業や、集積業種として指定された業種であって、新製品の導入や生産・経営基盤の強化のために必要な設備資金や運転資金について、日本政策金融公庫から低利で融資を受けられる。

対象業種は以下の通り。

業種	規模
製造業、運輸業	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5千万円以下または従業員100人以下

静岡県 HP より

【中小企業信用保険の特例措置】

企業が「企業立地計画」又は「事業高度化計画」にしたがって行う事業に必要な資金調達にあたり、信用保証協会による債務保証を受ける場合に、付保限度額や保てん補率の増、保険料率の引き下げを受けられる。

【小規模事業者を対象とした無利子融資制度】

小規模事業者が「企業立地計画」又は「事業高度化計画」にしたがって設置する設備導入資金について、貸付限度額 6 千万円（所要資金の 2/3 以内）で、無利子融資を受けられる。

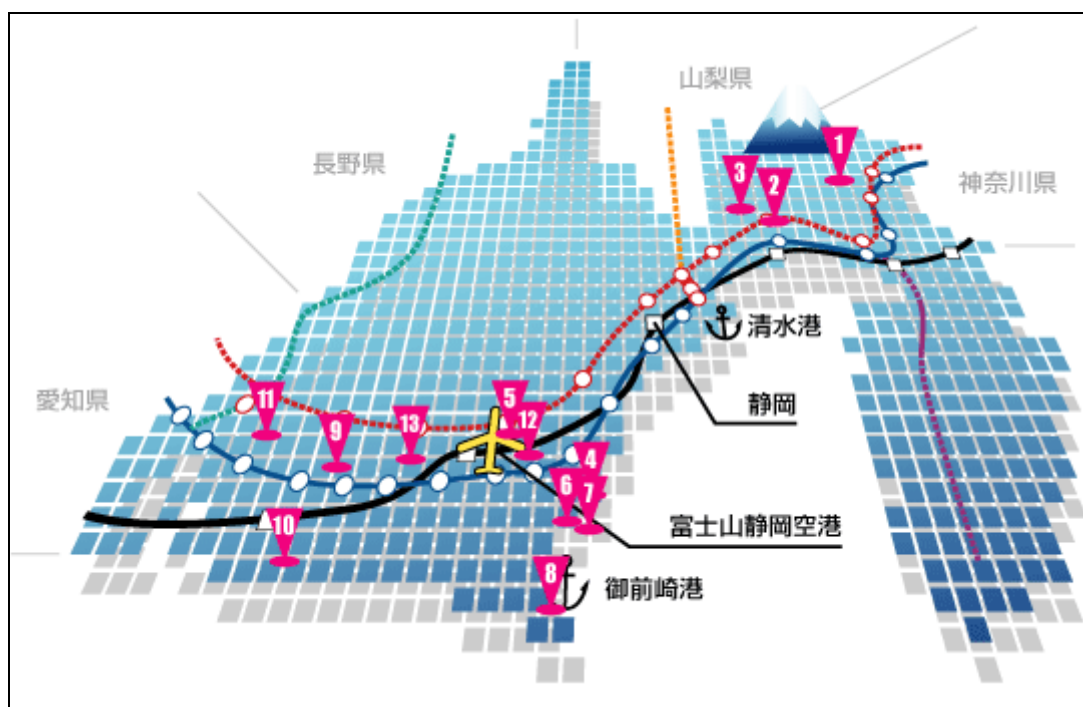
【食品流通構造改善促進法の特例】

食品の製造、加工又は販売の事業者が、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に基づき資金を借り入れる場合に、財団法人食品流通構造改善促進機構の債務保証を受けられる。

【産業集積貸付制度】

「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認企業に対する静岡県独自の融資制度を利用できる。

図表 1-102 静岡県の工業団地



静岡県 HP より

■分譲中の工業団地

工業団地名	東名ICに近い	港湾に近い	空港に近い	面積10,000㎡未満	面積10,000以上50,000未満	面積50,000以上
1 富士御殿場	●			●	●	
2 富士山フロント	●	●			●	●
3 富士山南陵					●	
4 焼津水産流通加工		●	●		●	
5 島田大津			●		●	
6 吉田川尻	●	●	●	●	●	
7 吉田住吉	●	●	●			●
8 御前崎港		●	●		●	
9 袋井山科東	●		●		●	●
10 磐田五十子					●	
11 浜北新都市					●	

■計画中の工業団地

工業団地名	東名ICに近い	港湾に近い	空港に近い	面積10,000㎡未満	面積10,000以上50,000未満	面積50,000以上
12 島田谷口	●		●		●	
13 掛川新エコポリス2期	●		●		●	

静岡県 HP より

b. 物流施設の誘致策

静岡県では物流に特化した誘致策はないが、企業立地促進法に基づく優遇措置において、運輸業もその対象となっている。

3) 物流施設の立地状況

場所	企業名	内容(着工～操業)
掛川市平野	遠州トラック(株)	物流C(07/2～07/秋)
静岡市／清水港新興津地区	清水港振興(株)	FAZ(2008年2月供用)
浜松市／河合楽器・舞阪工場跡地	スズキ(株)	物流C(検討中)

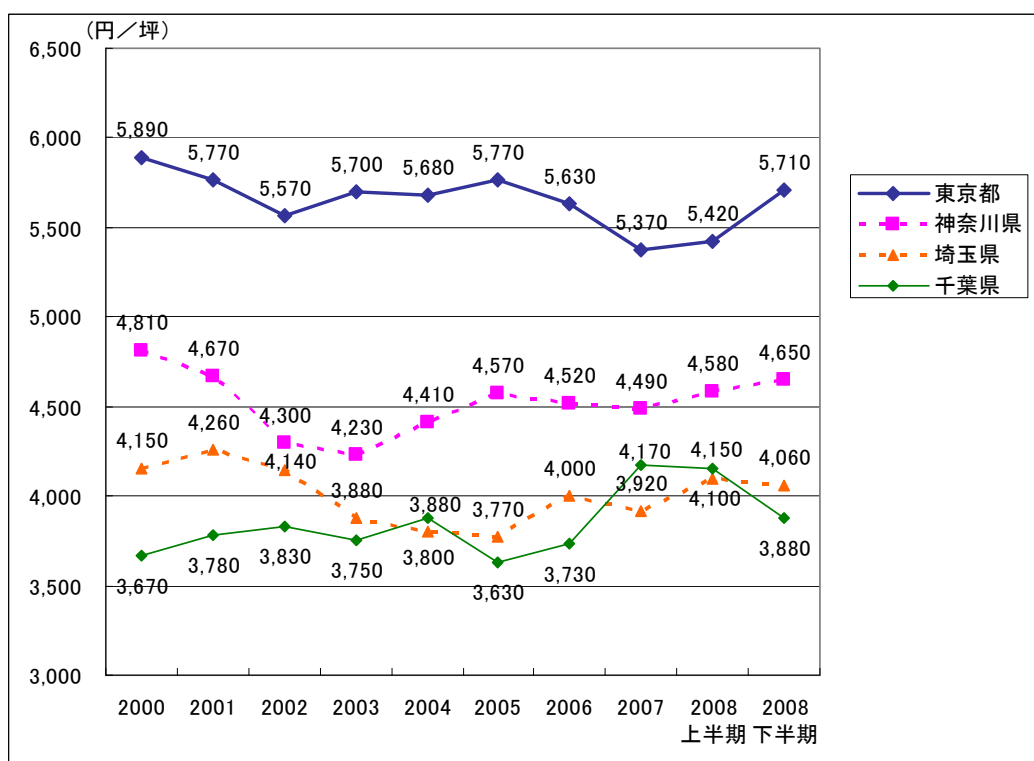
2008年版日本立地総覧より

2. まとめ

これまで県別に物流施設の立地動向を見てきたが、その結果物流施設の立地は大きく臨海部と内陸部とに分類されることが分かった。

ここで、首都圏の主要4都県における中・大型施設の平均募集賃料を比較すると、東京都の賃料が他の3県と比べて高い傾向が見られる。東京都の賃料は、2000年以降下降傾向にあったが、2008年度より上昇に転じている。神奈川県や埼玉県も東京都とほぼ同様の推移を示している。一方、千葉県は独自の推移を示しており、2007年に上昇に転じたものの、2008年下期には他県に先駆けて賃料の下降傾向が見られる。

図表 1-103 首都圏の中・大型施設平均募集賃料（倉庫・配送センター）

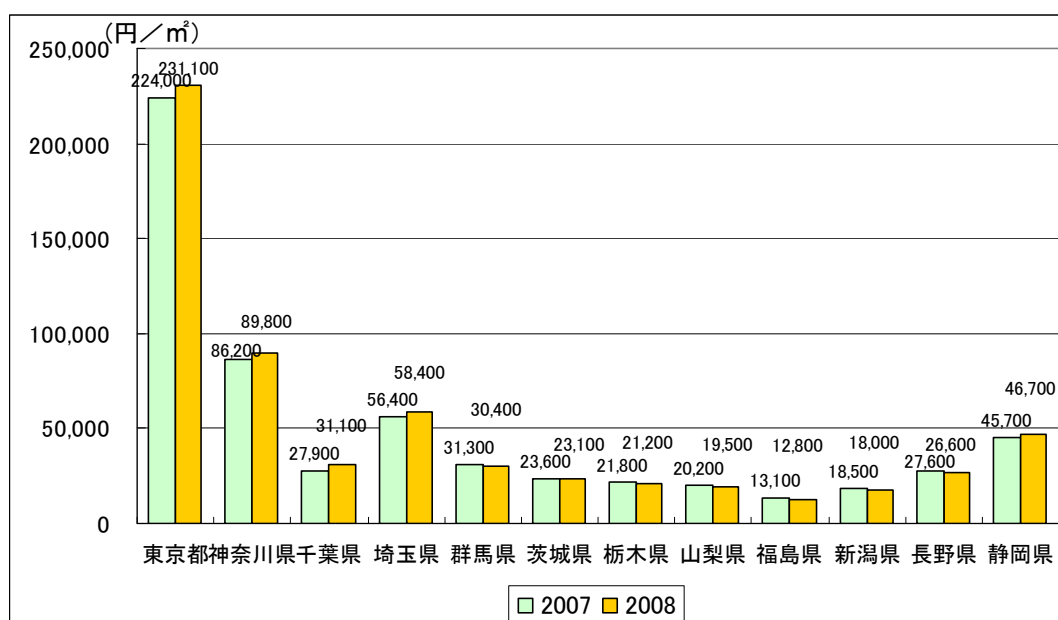


(出所)「倉庫・配送センター市況レポート」シービー・リチャードエリス総合研究所より作成

次に、国土交通省の「平成20年都道府県地価調査」より、広域首都圏における工業地の地価を都県別に比較する。その結果、東京都の平均価格が飛びぬけて高く、次いで神奈川県、埼玉県、静岡県の順になっている。

また、ここ数年企業の立地件数が伸びている埼玉県に注目すると、賃料では千葉県と大きな差は見られないが、平均価格では埼玉県を1とすると千葉県は0.53となっており、埼玉県はコストパフォーマンスが良いといえる。このように、内陸部であっても、生産拠点や消費地への近接性、高速道路や主要道路へのアクセスの良さ、地価の安さなどの条件が見合えば、今後さらに進出が進むと考えられる。

図表 1-104 広域首都圏における都県別平均価格（工業地）



(出所) 国土交通省「平成20年都道府県地価調査」より作成

図表 1-105 に物流施設を取扱商品別にその特徴や立地を整理した。物流施設の分布状況を取扱商品別にみると、宅配貨物や通販、日用雑貨など消費者向けの商品は I C 近くの内陸部、生産の材料となるような商品は工場に近接した内陸部、冷蔵・冷凍食品や輸出入貨物等は臨海部に立地していることがわかる。

図表 1-105 取扱商品別物流施設の動向

取扱商品	倉庫の分布状況	特徴・機能
電子機器 光学機器 生鮮食料品	空港周辺	電子機器や光学機器などの航空貨物向けの精密機械は空港周辺で保管を行なう。 近年では不動産ファンドを活用するケースが増えている。
宅配貨物	消費地近郊	消費者向けの宅配貨物は内陸の消費地近郊のターミナルで最終届け先別に荷捌きを行なう。ターミナルは複数のトラックバースを持ち、多量の商品の荷捌き・配送が行なえるようになっている。近年では不動産ファンドを活用するケースが増えている。
通販・事務用品 化粧品・医薬品 家電品 日用雑貨	内陸地区 埼玉・千葉	内貨が多い。小売店舗向けの商品を消費地近郊にいったん集約し、消費地へのアクセスが良い高速道路の I C 近くで行き先別に分けられ、最終届け先別に配送する。埼玉・千葉への立地が多く、最近では保管だけでなく流通・加工を行なう物流施設も増えている。通販商品は店舗を持たないため、労働力が確保できることを前提として、地価が安い土地に立地する傾向にある。
高額陶器 洋酒・食料品 家電品 パソコン	港頭地区 消費地近郊	外貨が多い。輸入品は通関手続きの期間臨海部で保管された後、消費地へのアクセスのよい内陸部に運ばれ、保管される。ただし陶器や家電等の高額商品は地価が高い臨海部で保管してもコストが見合うため、臨海部で保管する場合もある。
畜産品 水産品 冷凍食品	港頭地区	検疫処理期間の劣化を防ぎ、輸送距離を短くするため、臨海部で保管する。加工を行なう場合もある。
米・飲料 食料工業品 合成樹脂 化学工業品	工場周辺	工場近くに立地し、生産の材料となる原材料を保管する。広い床面積を必要とするため、内陸部に立地する。食品加工工場の近郊に立地する。 臨海地域から地価の安い内陸地区へシフトする傾向にある。

さらに、臨海部と内陸部という立地毎に、その特徴や物流施設の主要業務、取扱貨物等について整理を行った。

メリット・デメリットに示すように、互いに補完関係にあり、主要業務や貨物によってすみ分けされている。

図表 1-106 立地別物流施設の動向

	臨海部	内陸部
特徴	・港湾の近隣地区	・高速道路のIC近郊や工場周辺
主要貨物	・輸出入品 ・輸入品は主に原材料・冷凍品	・製品／半製品 ・原材料 ・食料工業品 ・消費者向け食品・日用雑貨 ・通販用品 ・宅配貨物
主要業務	・輸出入手続き(税関・検疫)の実施およびそれに伴う保管業務	・高速道路のIC近郊・港湾部およびその他地域から集約した貨物を全国各地に配送する拠点としての活動を行なう。 ・工場周辺・生産の原材料および工場で生産された製品の保管・配送。付随する流通加工業務を行なう場合もある。
メリット	・港湾に面しており、消費地にも近い ・物流関連産業が集積している ・すぐに輸入品の検品が可能 ・殆どの冷凍・冷蔵庫が立地している	・広大な用地の確保が容易 ・安価な労働力(パート等)の確保が容易 ・近代的な大規模施設の建設が容易 ・三環状道路、北関東自動車道が全線開通することで、リードタイムの改善が期待される
デメリット	・物流施設の老朽化が進み、建替えが困難 ⇒大規模施設へのシフトが困難 ・都心部他交通混雑のため、安定した配送時間の確保が困難 ・安価な労働力(パート等)の確保が困難 ・多くの倉庫が現在の建築基準や免震構造に適合していない	・発～中継～着の2回のトラック手配が必要 ・配送距離が長いため、CO ₂ が発生 ・市街化調整区域に施設立地が困難 ・動植物検疫等の検疫に対応できない